

平成22年7月22日

受益者の皆さまへ

安田投信投資顧問株式会社

## 「楽天資産形成ファンド」

### 合併および証券投資信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、弊社は、運用力の強化と経営の効率化を図り、お客さまにご満足いただける、より良質で付加価値の高い資産運用サービスをご提供できる体制を構築するため、MDAMアセットマネジメント株式会社と、平成22年10月1日をもって合併することとなりましたのでお知らせいたします。なお、弊社を委託者とする投資信託契約にかかる業務は、存続会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社（合併後の商号：明治安田アセットマネジメント株式会社）に引き継がれ、弊社は合併により消滅いたします。

また、この合併に伴い、弊社の証券投資信託について、委託者を明治安田アセットマネジメント株式会社とする信託約款変更を予定しておりますのでお知らせいたします。この信託約款の変更につきましては、法令の定めに基づき、書面による決議（以下「書面決議」ということがあります。）をもって実施する予定です。

なお、投資信託では各ファンド毎に信託約款および目論見書等において、運用方針、分配方針等を定めております。したがって、合併後につきましても、各ファンドに定められた運用方針、分配方針等に則り新会社が責任をもって運用を行ってまいります。新会社におきましても、お客さまの資産運用のお役に立つべく、投資信託商品のご提供ならびに運用成果の向上に邁進してまいります。

受益者の皆さまにおかれましては、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 約款変更（予定）対象ファンド  
楽天資産形成ファンド

#### 2. 変更内容および理由

平成22年10月1日をもってMDAMアセットマネジメント株式会社と合併することとなり、弊社が消滅会社となったため、委託者を新会社である明治安田アセットマネジメント株式会社とする信託約款の変更を行うものです。

### 3. 投資信託約款の変更に係る日程および書面決議の手続きについて

① 受益者の確定	: 平成22年7月22日(木)
② 書面による議決権の行使の期間	: 平成22年7月22日(木) から平成22年9月6日(月) まで
③ 書面による決議の日	: 平成22年9月7日(火)
④ 投資信託約款の変更日	: 平成22年9月8日(水)
⑤ 買取請求期間	: 平成22年9月8日(水) から平成22年9月27日(月) まで
⑥ 投資信託約款変更の適用日(予定)	: 平成22年10月1日(金) (予定)

重大な信託約款の変更の書面決議において、平成22年7月22日現在の受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

平成22年7月22日現在の受益者は、議決権行使書面に信託約款の変更について、賛成または反対される旨をご記入のうえ、平成22年9月6日(月) (必着) までに下記へご送付ください。

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル15階 安田投信投資顧問株式会社 投信企画部 議決権行使書面受付係 宛
---

なお、本書面決議におきまして議決権を行行使されない場合(議決権行使書面を弊社に返送いただかない場合)は、本信託約款の変更賛成するものとさせていただきます。

信託約款の変更にご同意される場合は、議決権行使のお手続き(議決権行使書面のご返送)は不要です。

#### [議決権行使書面についての留意事項]

- ・ 「本議案についての賛否」欄に記載がない場合は、賛成するものとさせていただきます。
- ・ 同一の受益者の方が本信託約款の変更について、重複して議決権を行行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。
- ・ 議決権の行使にあたり、お客さまに関する情報を販売会社および受託会社と共有することにご同意いただいたことといたしますので、ご了承ください。なお、本手続きに伴い弊社が取得したお客さまに関する個人情報(議決権行使の受益権口数の管理および買取請求に関する事務)を処理する目的で利用いたします。
- ・ 郵便事情等により議決権行使書面が未着となった場合、弊社はその責を負いません。

### 4. 書面による決議について

本書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成22年9月8日に信託約款の変更を行い、平成22年10月1日から変更を適用いたします。

ただし、上記の受益者数および議決権口数による賛成が得られず、本書面決議で否決された場合は、信託約款の変更を行いません。この場合、信託約款の変更を行わない旨を速やかにお知らせいたします。

## 5. 反対された受益者の買取請求の手続きについて

本書面決議において信託約款の変更が可決された場合、信託約款の変更に反対された受益者は、自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託会社に対し、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この場合、当該買取価額は当該信託約款の変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額となります。

反対された受益者は買取請求をしなければならないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常通り売却していただくこともできます。

- ① 買取請求期間 平成22年9月8日（水）から平成22年9月27日（月）まで
- ② 弊社より、反対された受益者の方に買取請求手続に関する書類を送付いたします。
- ③ 受益権の買取りを請求される場合は、弊社送付の②の書類添付の買取請求必要書類にご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。
- ④ 買取請求必要書類は、取扱販売会社から委託会社を経由して受託会社へ送付されます。
- ⑤ 受託会社で買取請求必要書類が受理された後、投資信託財産による買取りが実行されます。
- ⑥ 受託会社より、買取請求必要書類にご記入いただいたご指定の銀行口座等に買取代金が直接振込まれます。

なお、買取代金は、買取価額から振込手数料および郵送料が差し引かれた金額となります。

### [留意事項]

- ・上記の「買取請求」は、この信託約款の変更に対し反対された受益者の方のみを対象とするものであり、通常の換金方法である取扱販売会社に対する買取請求とは異なります。
- ・上記手続の結果、買取代金のお支払いまでに通常のご換金方法よりも日数を要する可能性がありますことを予めご了承ください。
- ・信託約款の変更における賛否にかかわらず、取扱販売会社において、通常通り、ご換金手続きを行うことができます。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記までお問い合わせください。

以上

安田投信投資顧問株式会社 投信企画部 議決権行使書面受付係

フリーダイヤル：0120-401-984（受付時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）

### <参考情報>

※上記ファンドが投資対象とするマザーファンドも同様の信託約款の変更を行います。

現ファンド名	新ファンド名
安田日本株マザーファンド	明治安田日本株式マザーファンド
安田日本債券マザーファンド	明治安田日本債券マザーファンド
安田欧州株マザーファンド	明治安田欧州株式マザーファンド
安田アメリカ株マザーファンド	明治安田アメリカ株式マザーファンド
安田アジア株マザーファンド	明治安田アジア株式マザーファンド
安田外国債券インデックス・マザーファンド	明治安田外国債券インデックス・マザーファンド